名教委学　第185－２号
令和３年４月１６日

名護市立小・中学校長　殿

名護市教育委員会
教育長　岸本　敏孝
（公印省略）

名護市立学校の警戒レベル第４段階及びまん延防止等重点措置適用期間中の学校運営等について（通知）

みだしの件につきまして、令和３年４月１６日付、名教委学号１８５号にて通知したところですが、沖縄県教育委員会が令和３年４月１２日付教保第８８号「警戒レベル第４段階及びまん延防止等重点措置適用期間中（４月１２日～５月５日）における部活動について（依頼）」の内容について一部変更したところから、名護市立小中学校においても、その内容を勘案し、警戒レベル第４段階及びまん延防止等重点措置適用期間中の学校の登校や部活動等のありかたについて下記のとおりとします。

記

１　登校について

○ 警戒レベル第４段階及びまん延防止等重点措置適用期間中においても、感染防止対策を講じながら通常登校とする。感染防止対策の観点から以下の点について特に対策を図るようにする。

・3密の徹底や健康状態の把握の徹底をする。
・教室等の換気（できる限り対角線上の空気の流れをつくるように）の徹底をする。
・給食時においては対面しないような座席配置をする。

２　部活動等（スポーツ少年団等も含む）について

(1) 平日の活動時間は90分以内とする（個人練習を含む、早朝練習は行わないこと）。
(2) **土日休日の活動については必要最小限の人数で２時間以内とする。**
※活動時間とは、校内外問わず１日の総活動時間とする。
(3) 期間中、市内外における、練習試合や合宿等については、行わないこと。
(4) 県内、県外大会参加（予選等）については、各団体と十分に連携し、学校に置いて慎重に検討すること。

３　社会体育に関する学校施設の開放について

○活動時間は上記２の部活動等（１）と同様とし、開放時間は20時までとする。

◇本 件 担 当◇
名護市教育委員会 学校教育課
学校指導係 指導主事　諸見　秀幸
Tel:0980-53-1212（内385）/ Fax:0980-53-7825
E-Mail：gakkyou02@city. nago. lg. jp